

車検切れ公用車の公務使用について

令和5年10月23日

報道資料概要

【事実が判明した経緯】

千早赤阪村が所有する公用車について、車検期間が満了していたにもかかわらず、公務に使用していた事実が判明しました。

当該公用車は、産業建設部都市整備課が管理する道路清掃作業に使用する車両で、委託業者及び職員が使用していたものです。

令和5年10月2日、車検整備事業者より車検期間が満了している旨の連絡があり発覚しました。原因としては、公用車の管理について、本来行わなければならない事務等が適正になされていなかったこと及び職員に法令遵守の意識が欠如していたことによるものです。

村民の皆さまの信用を損ねることになり、深く反省しお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

【事実の概要】

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 車検の有効期間満了日 | 令和5年9月29日 |
| 2. 車検切れ状態の日数 | 令和5年9月30日以降3日間 |
| 3. 車検切れ以降の使用状況 | 次のとおり |
| | ・ 運転回数 2回 |
| | ・ 使用時間 6時間30分 |
| | ・ 実運転人数 2人 |
| | ・ 走行距離 58 km |

【判明後の対応】

- 当該車両について、速やかに検査を実施しました。
- 大阪府富田林警察署に車検切れ公用車の使用について報告をしました。
- 所属長以上の職員に対し、車検切れの有無の確認と公用車の適正管理の着実な遂行について周知徹底しました。
- 庁用自動車の管理及び運行に関する規程を改正し、運転日誌に日常点検のチェック項目を追加しました。

<お問い合わせ>

千早赤阪村 産業建設部 都市整備課

電話：0721-72-0081（内線271）

担当：下休場 健司